

v. 参考資料

v-01 児童福祉施設等

児童福祉施設等とは、次に掲げる法令に定められているものとする。

1. 児童福祉施設（児童福祉法 第7条第1項）

児童福祉法	第36条	助産施設
	第37条	乳児院
	第38条	母子生活支援施設
	第39条	保育所
	第39条の2	幼保連携型認定こども園
	第40条	児童厚生施設
	第41条	児童養護施設
	第42条	障害児入所施設
	第43条	児童発達支援センター
	第43条の2	児童心理治療施設
	第44条	児童自立支援施設
	第44条の2	児童家庭支援センター

2. 助産所（医療法 第2条第1項）

3. 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法 第5条）

身体障害者福祉法	第31条	身体障害者福祉センター
	第33条	盲導犬訓練施設

4. 保護施設（生活保護法 第38条第1項）

生活保護法	第38条第2項	救護施設（医療保護施設は除く。）
	第38条第3項	更生施設
	第38条第5項	授産施設
	第38条第6項	宿所提供施設

5. 婦人保護施設（売春防止法 第36条）

6. 老人福祉施設（老人福祉法 第5条の3）

老人福祉法	第20条の2の2	老人デイサービスセンター
	第20条の3	老人短期入所施設
	第20条の4	養護老人ホーム
	第20条の5	特別養護老人ホーム
	第20条の6	軽費老人ホーム
	第20条の7	老人福祉センター
	第20条の7の2	老人介護支援センター

7. 有料老人ホーム（老人福祉法 第29条第1項）

8. 母子保健施設（母子保健法 第3章）

母子保健法	第22条	母子健康包括支援センター
-------	------	--------------

9. 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。） 第5条第11項）

10. 地域活動支援センター（障害者総合支援法 第5条第27項）

11. 福祉ホーム（障害者総合支援法 第5条第28項）

12. 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（障害者総合支援法 第5条第1項）

障害者総合支援法	第5条第7項	生活介護
	第5条第12項	自立訓練
	第5条第13項	就労移行支援
	第5条第14項	就労継続支援

関連法令等	法第28条・別表第1, 令第19条
参 考	S55. 2. 25近畿建築行政庁会議
実施年月日	H21. 8. 18, H27. 4. 1

【解説】

- 掲載している法令は令和3年9月1日時点のもの。
- 介護保険法により規定されている施設として下表に挙げる施設があるが、第8条第11項・第8条第21項における「特定施設」については「有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）その他厚生労働省令で定める施設（介護保険法施行規則第15条）」とされており、適合高齢者専用賃貸住宅が含まれている。また、第8条第22項・第8条第27項・第48条第1項第一号における「介護老人福祉施設」とは「特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5）」である。

介護保険法	第8条第11項	特定施設
	第8条第21項	介護専用型特定施設
		地域密着型特定施設
	第8条第22項	地域密着型介護老人福祉施設
	第8条第27項	介護老人福祉施設
第48条第1項第一号	指定介護老人福祉施設	

v-02 換気設備対象人員算定表

建 築 用 途	単位当たり算定人員 ($\approx Af/N$)	一人当たり 占有面積 (N)	備考
公会堂・集会場	同時に収容しうる人員	0.5～1 m ²	
劇場・映画館・演芸場	同時に収容しうる人員	0.5～1 m ²	
体育館	同時に収容しうる人員	0.5～1 m ²	
旅館・ホテル・モーテル		10 m ²	
簡易宿泊所・合宿所		3 m ²	
ユースホステル・青年の家	同時に収容しうる人員		
病院・療養所・伝染病院		4～5 m ²	
診療所・病院		5 m ²	居室の床面積
店舗・マーケット		3 m ²	営業の用途に供する部分の床面積
料亭・貸席		3 m ²	居室の床面積
百貨店		2 m ²	
飲食店・レストラン・喫茶店		3 m ²	営業の用途に供する部分の床面積
キャバレー・ビアホール・バー		2 m ²	営業の用途に供する部分の床面積
玉突き場・卓球場・ダンスホール・ボーリング場		2 m ²	営業の用途に供する部分の床面積
パチンコ店・囲碁クラブ・マージャンクラブ		2 m ²	営業の用途に供する部分の床面積
保育所・幼稚園・小学校	同時に収容しうる人員		
中学校・高等学校・大学・各種学校	同時に収容しうる人員		
図書館		3 m ²	
事務所		5 m ²	事務室の床面積
工場・作業所・管理室	作業人員		
研究所・試験所	同時に収容しうる人員		
公衆浴場		4～5 m ²	脱衣場の床面積
特殊浴場 (個室付浴場・サウナ風呂)		5 m ²	営業の用途に供する部分の床面積
廊下		10 m ²	
ホール		3～5 m ²	
便所		1 m ² 当たり 30 m ³	
手洗所		1 m ² 当たり 10 m ³	
蓄電室等		1 m ² 当たり 35 m ³	
自動車車庫		1 m ² 当たり 14 m ³	
関連法令等	法第28条, 令第20条の2・第129条の2の4		
参 考	S46.12.4建設省住指発第905号, 建築設備設計・施行上の運用指針2019年版		
実施年月日	H21.8.18, H29.2.1		

【解説】

昭和46年建設省住宅局建築指導課長等からの通達第905号（建築基準法の疑点について）の別表1を参考資料としたもの。

日本建築行政会議編集「建築設備設計・施工上の運用指針2019年版」にも同内容記載

v-03 排煙設備の異なる室の区画

排煙設備の異なる室の区画については、排煙上の有効性を確保するため、下表のとおりとする。なお、告示適用室の相互間は、当該室からみた防煙区画とすること。

		自然排煙室・排煙不要室		機械排煙室	
		壁	開口部	壁	開口部
自然排煙室		防煙壁	—	防煙間仕切壁	自閉式扉
機械排煙室		防煙間仕切壁	自閉式扉	防煙壁	—
建告 1436 号第 四号 二適 用室	(1) 室	防煙間仕切壁	防火設備 又は戸、扉 ^{※1}	防煙間仕切壁	防火設備 又は自閉式扉 ^{※1}
	(2) 室	防煙壁	—	防煙間仕切壁	自閉式扉
	(3) 居室	準耐火 間仕切壁	防火設備	準耐火 間仕切壁	防火設備
	(4) 居室	防煙間仕切壁	— ^{※2}	防煙間仕切壁	自閉式扉 ^{※3}

※1 (1)室のうち、居室又は避難通路等に面する開口部に設ける扉は防火設備に限る。
 ※2 告示では出入口の戸については規定していないが、自閉式不燃扉とすることが望ましい。
 ※3 扉は不燃性のものが望ましい。

[用語説明]

防 煙 壁：令第126条の2第1項に規定する防煙壁（不燃材料で造り、又は覆われたもの）をいう。

防煙間仕切壁：防煙壁のうち間仕切壁をいう。

防煙垂れ壁：防煙壁のうち垂れ壁をいう。

準耐火間仕切壁：準耐火構造の間仕切壁をいう。

準耐火垂れ壁：準耐火構造の垂れ壁をいう。

自閉式扉：常時閉鎖又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する扉をいう。

自閉式不燃扉：自閉式扉のうち、不燃材料で造り、又は覆われたものをいう。

防火設備：令第112条第19項第一号に規定する構造である防火設備をいう。

関連法令等	法第35条, 令第126条の2・第126条の3, H12.5.31建告第1436号
参 考	建築設備設計・施工上の運用指針 2019年版
実施年月日	H21.8.18, H24.8.18, R2.4.1, R3.9.1

【解説】

本取扱いは、排煙設備設置室及び告示適用室等の相互間に求められる区画のあり方を示したものである。なお、関係条文に明確に示されている内容については、条文に沿って適法なものとする。

v-04 危険物

各用途地域内において、貯蔵又は処理できる危険物の数量の限度は次の通りである。

危険物の品名・性質		準住居地域	商業地域	準工業地域	
(1) 火薬類 (玩具煙火を除く)	火薬	20 kg	50 kg	20 t	
	爆薬		25 kg	10 t	
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管		1 万個	250 万個	
	銃用雷管	3 万個	10 万個	2,500 万個	
	実包及び空砲	2,000 万個	3 万個	1,000 万個	
	信管及び火管		3 万個	50 万個	
	導爆線		1.5 km	500 km	
	導火線	1 km	5 km	2,500 km	
	電気導火線		3 万個	10 万個	
	信号炎管、信号火箭及び煙火	25 kg	2 t		
	その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による			
(2) マッチ	15 マッチ t	30 マッチ t	150 マッチ t		
圧縮ガス	350 m ³	700 m ³	3,500 m ³		
液化ガス	3.5 t	7 t	35 t		
可燃性ガス	35 m ³	70 m ³	350 m ³		
可燃性ガス、圧縮ガスの容積の数量は、温度が0℃で圧力が1気圧の状態に換算した数値とする。					
(3)	第一石油類	非水溶性液体	1,000 ℓ	2,000 ℓ	10,000 ℓ
		水溶性液体	2,000 ℓ	4,000 ℓ	20,000 ℓ
		地下貯蔵槽による貯蔵	適用されない		
	第二石油類	非水溶性液体	5,000 ℓ	10,000 ℓ	50,000 ℓ
		水溶性液体	10,000 ℓ	20,000 ℓ	100,000 ℓ
		地下貯蔵槽による貯蔵	適用されない		
	第三石油類	非水溶性液体	10,000 ℓ	20,000 ℓ	100,000 ℓ
		水溶性液体	20,000 ℓ	40,000 ℓ	200,000 ℓ
		地下貯蔵槽による貯蔵	適用されない		
	第四石油類		30,000 ℓ	60,000 ℓ	300,000 ℓ
		地下貯蔵槽による貯蔵	適用されない		
	(4) (1)から(3)までに掲げる危険物以外の	アルコール類		400 ℓ	800 ℓ
地下貯蔵槽による貯蔵			適用されない		
危険物の規制に関する政令別表第三（以下別表第三）に掲げる第一類危険物		第一種酸化性固体	50 kg	100 kg	1,000 kg
		第二種酸化性固体	300 kg	600 kg	6,000 kg
		第三種酸化性固体	1,000 kg	2,000 kg	20,000 kg
硫化りん			100 kg	200 kg	2,000 kg
赤りん			100 kg	200 kg	2,000 kg
硫黄			100 kg	200 kg	2,000 kg
		国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵されるもの	適用されない		

神戸市建築主事取扱要領 第9版

もの	鉄粉		500 kg	1,000 kg	10,000 kg	
	別表第三に掲げる 第二類危険物	第一種可燃性固体		100 kg	200 kg	2,000 kg
		第二種可燃性固体		500 kg	1,000 kg	10,000 kg
		引火性固体		1,000 kg	2,000 kg	20,000 kg
	カリウム		10 kg	20 kg	200 kg	
	ナトリウム			10 kg	20 kg	200 kg
		国土交通大臣が安全上及び防火上支障がない構造と認めて指定する蓄電池により貯蔵されるもの		適用されない		
	アルキルアルミニウム		10 kg	20 kg	200 kg	
	アルキルリチウム		10 kg	20 kg	200 kg	
	黄りん		20 kg	40 kg	400 kg	
	別表第三に掲げる 第三類危険物	第一種自然発火性物質及び禁水性物質		10 kg	20 kg	200 kg
		第二種自然発火性物質及び禁水性物質		50 kg	100 kg	1,000 kg
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質		300 kg	600 kg	6,000 kg
	特殊引火物		50 ℓ	100 ℓ	1,000 ℓ	
	動植物油類		10,000 ℓ	20,000 ℓ	200,000 ℓ	
別表第三に掲げる 第五類危険物	第一種自己反応性物質		10 kg	20 kg	200 kg	
	第二種自己反応性物質		100 kg	200 kg	2,000 kg	
別表第三に掲げる第六危険物			300 kg	600 kg	6,000 kg	
<p>・ 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度、及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は無制限である。</p> <p>・ 上表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物（2以上の建築物がある場合は同一の敷地）に貯蔵しようとする場合においては、上表に規定する危険物の数量の限度は、それぞれ各欄の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。</p>						
<p>○第一石油類(1気圧において引火点が21度未満のもの) アセトン、ガソリン、原油、ベンジン、揮発油、ラッカーシンナー、タール軽油、リグロイン等</p> <p>○第二石油類(1気圧において引火点が21度以上70度未満のもの) 灯油、軽油等</p> <p>○第三石油類(1気圧において引火点が70度以上200度未満のもの) 重油、クレオソート油等</p> <p>○第四石油類(1気圧において引火点が200度以上250度未満のもの) ギア油、シリンダー油等</p> <p>○酸化性固体 亜塩素酸塩類、亜硝酸塩類、塩素化イソシアヌル酸、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、過マンガン酸塩類、過ヨウ素酸、過ヨウ素酸塩類、クロムの酸化物、次亜塩素酸塩類、臭素酸塩類、重クロム酸塩類、硝酸塩類、鉛の酸化物、ペルオキシニ、硝酸塩類、ペルオキシニほう酸塩類、無機過酸化物、ヨウ素酸塩類、ヨウ素の酸化物等</p>						

○可燃性固体

金属粉、マグネシウム等

○自然発火性物質及び禁水性物質

アルカリ金属(カリウム、ナトリウムを除く。)、アルカリ土類金属、カルシウムの炭化物、アルミニウムの炭化物、塩素化けい素化合物、金属の水素化物、金属のりん化物、有機金属化合物(アルキルアルミニウム、アルキルリチウムは除く。)等

○自己反応性物質

アゾ化合物、金属のアジ化物、ジアゾ化合物、硝酸エステル類、硝酸グアニジン、ニトロ化合物、ニトロソ化合物、ヒドラジンの誘導体、有機過酸化物等

※上表(3)及び(4)について、危険物の規制に関する政令第2条第一号に規定する「特定屋内貯蔵所」及び同政令第3条第二項イ、ロに規定する「第一種販売取扱所」「第二種販売取扱所」の場合の数量は上表の数量に次の係数を掛けたものとなる。

危険物の品名・性質		準住居地域	商業地域	準工業地域
第一石油類、第二石油類、第三石油類、第四石油類	特定屋内貯蔵所	3	3	—
	第一種販売取扱所	3	3	—
	第二種販売取扱所	—	3	—
上表(1)～(3)までに掲げる危険物以外のもの	特定屋内貯蔵所	3	3	2.5
	第一種販売取扱所	3	3	2.5
	第二種販売取扱所	—	—	2.5

関連法令等	法第48条, 令第116条・第130条の9・消防法第2条第7項・第10条・別表第1, 危険物の規制に関する政令第1条の11・別表第3
-------	--

参 考	
-----	--

実施年月日	H21.8.18, R5.8.1
-------	------------------

v-05 主な社会福祉等関連施設の用途規制

主な社会福祉等関連施設の用途規制は次表の通りとする。ただし、名称により一律に判断するのではなく、形態や機能に着目し実態により判断するものとする。

根拠法及び社会福祉等関連施設の名称	一低専 二低専	一中高	工業	工専
児童福祉法				
・保育所（認定こども園に該当するものを除く。）	○	○	○	○
・児童厚生施設、児童家庭支援センター	△ ^{*1}	○	○	○
老人福祉法				
・老人デイサービスセンター	○	○	○	×
・老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム	○	○	○	×
・老人福祉センター、老人介護支援センター	△ ^{*1}	○	○	○
・有料老人ホーム	○	○	○	×
障害者総合支援法				
・障害者支援施設	△ ^{*2}	△ ^{*3}	○	△ ^{*4}
・地域活動支援センター	△ ^{*2}	△ ^{*3}	○	△ ^{*4}
・生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設	△ ^{*2}	△ ^{*3}	○	△ ^{*4}
・共同生活援助を行う施設	○	○	○	×
介護保険法				
・小規模多機能型居宅介護を行う施設	○	○	○	×
・認知症対応型共同生活介護を行う施設	○	○	○	×
・介護老人保健施設	△ ^{*5}	○	△ ^{*5}	△ ^{*5}
・介護医療院	△ ^{*5}	○	△ ^{*5}	△ ^{*5}

注) △^{*1}：延べ面積が600㎡以内のものは建築可能

△^{*2}：法別表第2(イ)項第六号に該当する居住のための継続的入居施設若しくは近隣住民に必要不可欠な通園施設又は令第130条の4第二号に該当する騒音の発生等により近隣の居住環境を害する恐れがない集会・通園施設は建築可能

△^{*3}：法別表第2(ハ)項第四号に該当する騒音の発生等により近隣の居住環境を害する恐れがない集会・通園施設は建築可能

△^{*4}：居住のための継続的入居施設の用途に供しないものは建築可能

△^{*5}：病院（介護老人保健施設・介護医療院にあつては、入所定員が20人以上）に該当するものは建築不可

関連法令等	法第48条, 令第130条の4
参 考	H5. 6. 25住指発第225号（住街発第94号）, H27. 11. 13国住街第107号
実施年月日	H21. 8. 18, H24. 8. 18, H29. 2. 1, R3. 9. 1

【解説】

認定こども園の用途制限については、保育所と幼稚園の一体整備の有無、教育や保育の機能（事業内容）など、形態・機能に着目し、実態に応じて判断する。

v-06 自動車車庫の用途規制

自動車車庫の用途規制については、次の通りである。

1. 用途として独立した自動車車庫（都市計画決定されたもの以外。用途として独立したもので、タクシー営業に係るタクシー車庫、バス車庫もこれに該当する。）

(1) 第一種、第二種低層住居専用地域

<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は禁止とし、工作物は築造面積が50㎡以下であること。
--

(2) 第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域

<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は3階以上でないこと、床面積が300㎡以下であること。 ・工作物は築造面積が300㎡以下であること。

(3) 上記(1)及び(2)以外の地域についての制限はない。

2. 建築物に附属する自動車車庫

(1) 第一種、第二種低層住居専用地域

一敷地の場合	・2階以上でないこと。
	・自動車車庫の床面積+築造面積の合計が600㎡以下であること。
	・同一敷地内の自動車車庫以外の建築物の床面積が600㎡以下の場合、自動車車庫の床面積+築造面積の合計がその面積以下であること。
	・上記の合計には築造面積が50㎡以下である場合は含まない。
一団地認定を受けた敷地の場合	・2階以上でないこと。
	・各敷地において、自動車車庫の床面積+築造面積の合計が2,000㎡以下であること。
	・一団地において、自動車車庫の床面積+築造面積の合計が、一敷地の場合に算定される各敷地の上限値の合計以下であること。

(2) 第一種、第二種中高層住居専用地域

一敷地の場合	・3階以上でないこと。
	・自動車車庫の床面積+築造面積の合計が3,000㎡以下であること。
	・同一敷地内の自動車車庫以外の建築物の床面積が3,000㎡以下の場合、自動車車庫の床面積+築造面積の合計がその面積以下であること。
	・上記の合計には築造面積が300㎡以下である場合は含まない。
一団地認定を受けた敷地の場合	・3階以上でないこと。
	・各敷地において、自動車車庫の床面積+築造面積の合計が10,000㎡以下であること。
	・一団地において、自動車車庫の床面積+築造面積の合計が、一敷地の場合に算定される各敷地の上限値の合計以下であること。

(3) 第一種、第二種住居地域

一敷地の場合	・ 3階以上にないこと。
	・ 自動車車庫の床面積+築造面積の合計が同一敷地内の自動車車庫以外の建築物の床面積の合計以下であること。
	・ 上記の合計には築造面積が300㎡以下である場合は含まない。
一団地認定を受けた敷地の場合	・ 3階以上にないこと。
	・ 自動車車庫の床面積+築造面積の合計が一団地内の自動車車庫以外の建築物の床面積の合計以下であること。
	・ 上記の合計には築造面積が300㎡以下である場合は含まない。

(4) 上記以外の地域についての制限はない。

関連法令等	法第48条・別表第2, 令第130条の5・第130条の5の5・第130条の7の2・第130条の8・第138条第3項第二号
参 考	質疑応答集P. 4407, 日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年版)」
実施年月日	H21. 8. 18, R1. 8. 1

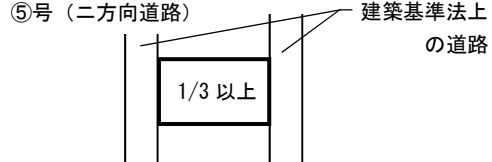
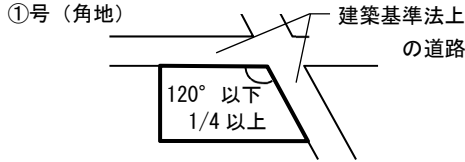
【解説】

自動車車庫の定義は日本建築行政会議「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年版)」による。

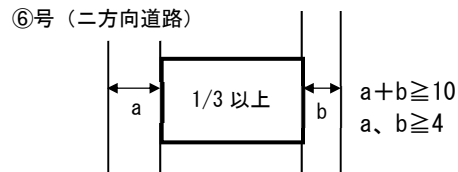
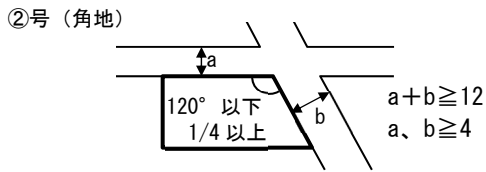
v-07 細則第11条第1項各号による角敷地等図解

神戸市建築基準法施行細則第11条第1項各号に規定する内容は、次図のとおりとする。なお、①から⑪は、細則各号を示し、 $1/X$ 以上とあるのは、敷地周長の X 分の1以上が道路に接することを示す。

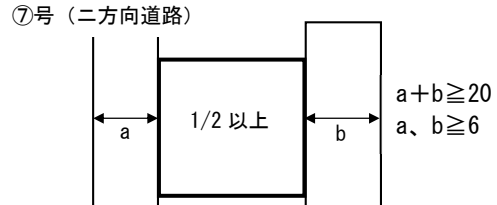
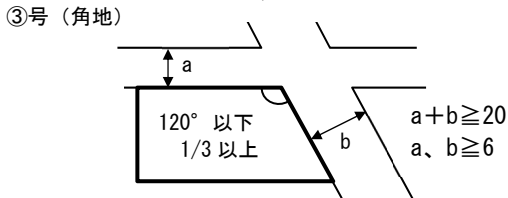
I. 300㎡以下の敷地



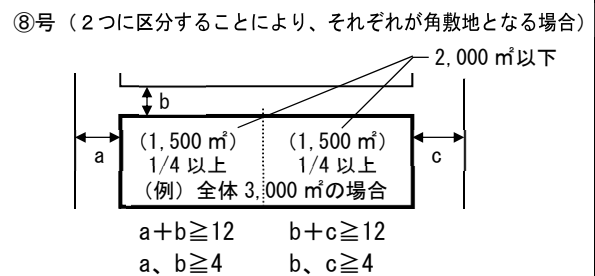
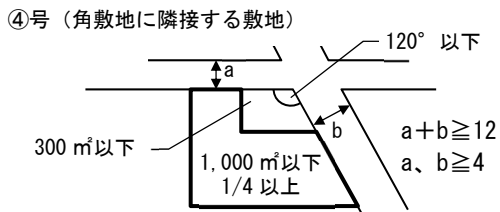
II. 2000㎡以下の敷地



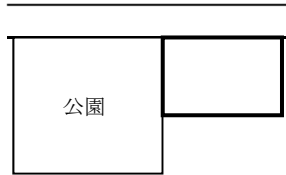
III. 2000㎡を超える敷地



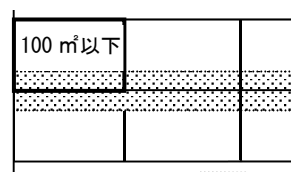
IV. その他



⑨号 (公園、広場、川、海、軌道敷地等に接する敷地で角敷地に準ずるもの)

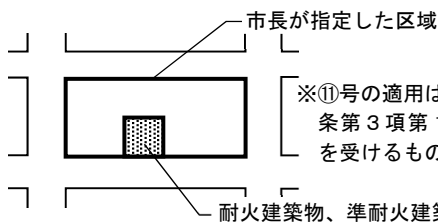


⑩号 (市長が指定した地区施設を含む敷地)



※敷地から地区施設を除いた部分の周長の1/4以上が地区施設及び道路に接すること。

⑪号 (市長が指定した区域内の敷地における耐火建築物等)



※⑪号の適用は、法第53条第3項第1号の適用を受けるものを除く。

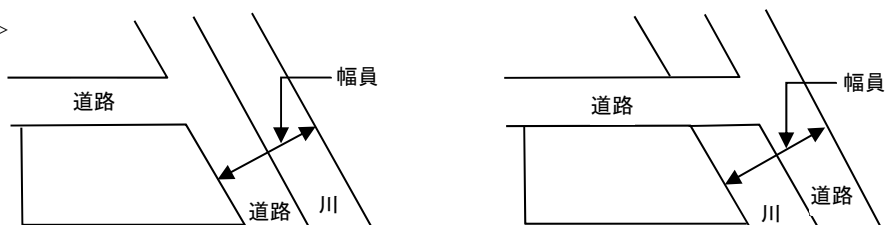
関連法令等	法第53条第3項第二号, 細則第11条
参考	
実施年月日	H21.8.18, H27.4.1, R1.8.1

【解説】

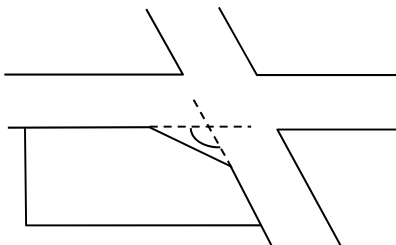
1. 公園、広場、川、海、軌道敷地等は次のものとする。
 - (1) 公園は都市公園法に基づく都市公園であること。（開発に伴う市に帰属する提供公園を含む。）
 - (2) 広場は、公的に管理され、将来にわたり、空地として確保されることが明確であること。
 - (3) 川は、河川法に基づく河川又は公的に管理された水路であること。
 - (4) 海は、護岸を含む。
 - (5) 軌道敷地は、高架で下部を屋内的用途に供している場合は適用しない。
 - (6) 公園、広場、川、海、軌道敷地等には、自動車専用道路（高架で下部を屋内的用途に供している場合は適用しない。）を含む。

2. 公園、広場、川、海、軌道敷地等が前面道路の反対側にある場合、あるいは敷地の前面の公園、広場、川、海、軌道敷地等の反対側に道路がある場合においては、当該幅員は両者の幅員の合計とする。

<例>

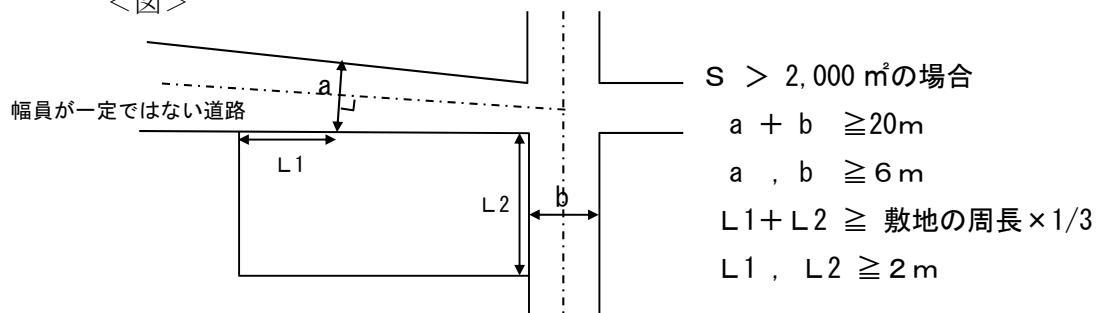


3. 角敷地ですみ切りがある場合の内角の測り方は、すみ切り部分の道路境界線の延長が交わる角度とする。



4. 内角が120度を超える場合は、1つの道路とみなす。
5. 敷地と道路に高低差がある場合でも、敷地は道路に接しているものとする。
6. 道路の幅員が一定ではない場合の取扱いを下記に示す。

<図>



v-08 住環境条例における地区計画の区域内の制限について

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例・別表第2において、建築物の用途の制限にかかる表記が、下記1. 2. のように異なる場合があるが制限対象に差異はない。

1. 法別表第2(い)項第一号、二号又は三号に掲げる建築物
2. 法別表第2(い)項第一号、二号又は三号に掲げる建築物（他の用途を併存し、又は併設するものを含む。）

※1. の表記であっても、他の用途を併存し、又は併設するものについても制限対象となる。

【参考】法別表第2(い)項

- 一 住宅
- 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの
- 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 四～略

関連法令等	法第68条の2, 住環境条例第22条
参 考	
実施年月日	H27.4.1

v-09 準用工作物

建築基準法の各規定が準用される工作物は次の通りである。

1. 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものを除く。）

- (1) 高さ6m超の煙突（ストーブの煙突を除く。）
- (2) 高さ15m超のRC柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿並びに電柱等は除く。）
- (3) 高さ4m超の広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高さ8m超の高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 高さ2m超の擁壁

2. 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物

- (1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）
- (2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (3) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

※第一種、第二種低層住居専用、第一種中高層住居専用地域内にある場合は用途規制に抵触するため、事前に許可申請書の提出が必要

3. 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物（土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び既存不適格の敷地と同一の敷地内にあるものを除く。）

- (1) 準工業、工業、工業専用地域以外の用途地域内にある下記のもの
 - ① 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻等の粉碎で原動機を使用するもの
 - ② レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5kwを超える原動機を使用するもの

※用途規制にも抵触するため、事前に許可申請書の提出が必要

(2) 工業、工業専用地域以外の用途地域内にある下記のもの

- ① アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造

※用途規制にも抵触するため、事前に許可申請書の提出が必要

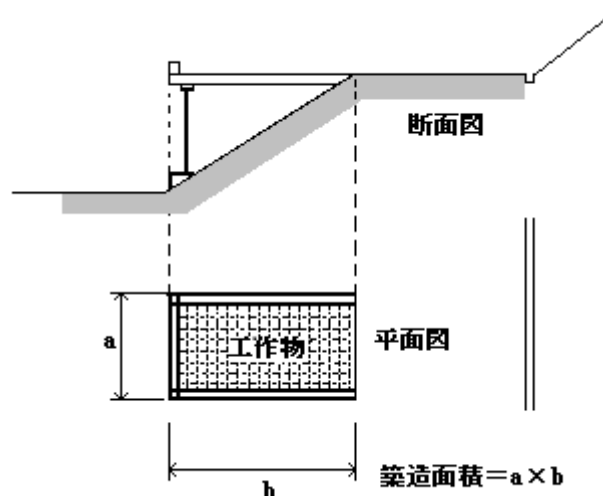
(3) 自動車車庫の用途に供する工作物

※用途規制にも抵触するため、事前に許可申請書の提出が必要

用途地域	独立の場合	附属する場合	一団地認定の場合
第一種、第二種低層住居専用地域	築造面積が50㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車車庫の築造面積+床面積の合計が600㎡を超えるもの ・同一敷地内の自動車車庫以外の建築物の床面積が600㎡以下の場合はその面積以下 ※上記の合計には築造面積が50㎡以下のものは含まない。	<ul style="list-style-type: none"> ・各敷地において自動車車庫の築造面積+床面積の合計が2,000㎡を超えるもの ・一団地において自動車車庫の築造面積+床面積の合計が各敷地毎の上限値の合計を超えるもの ※上記の合計には築造面積が50㎡以下のものは含まない。

第一種、第二種 中高層住居専用 地域	築造面積が 300㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 自動車車庫の築造面積+床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 同一敷地内の自動車車庫以外の建築物の床面積が3,000㎡以下の場合はその面積以下 ※上記の合計には築造面積が300㎡以下のものは含まない。	<ul style="list-style-type: none"> 各敷地において自動車車庫の築造面積+床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 一団地において自動車車庫の築造面積+床面積の合計が各敷地毎の上限値の合計を超えるもの ※上記の合計には築造面積が300㎡以下のものは含まない。
第一種、第二種 住居地域		<ul style="list-style-type: none"> 自動車車庫の築造面積+床面積の合計が同一敷地内の自動車車庫以外の建築物の床面積の合計を超えるもの ※上記の合計には築造面積が300㎡以下のものは含まない。	<ul style="list-style-type: none"> 一団地において自動車車庫の築造面積+床面積の合計が各敷地毎の上限値の合計を超えるもの ※上記の合計には築造面積が300㎡以下のものは含まない。

※いわゆる人工地盤による屋外駐車場は、工作物に該当し、築造面積に算入される。(下図参照)



(4) 第一種、第二種低層住居専用、第一種中高層住居専用地域内にある高さが8m超のサイロその他これらに類する工作物のうち、飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの

※用途規制にも抵触するため、事前に許可申請書の提出が必要

(5) 都市計画区域内にある污水处理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

※用途規制に抵触する場合、事前に許可申請書の提出が必要

関連法令等	法第88条・別表第2，令第138条～第144条の2
参 考	
実施年月日	H21. 8. 18

v-10 建築現場における鉄骨製作工場名の表示

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物を建築される場合は、以下の通り「鉄骨製作工場名」の表示を行うこと。

1. 対象建築物

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造で規模にかかわらず、構造耐力上主要な部分に一部でも鉄骨を使用している建築物とする。なお、工業化住宅性能認定事業の認定を受けた建築物については対象建築物から除く。

2. 表示板の製作

表示板は、鉄骨製作工場が製作し、工事施工者へ手渡すものとする。

3. 表示板の掲示

工事施工者は手渡された表示板を鉄骨工事の期間、建築現場の公衆の見易い場所に掲示する。

4. 表示板の様式等

表示板は下図の通り様式1又は様式2とし、材質は鉄板、プラスチック等その他これらに類するものとする。下地は白色とし文字は黒色とする。

様式1：複数の工場の場合

鉄骨製作工場名表示			
鉄骨製作工場名	代表者名	所在地	認定番号

様式2：単独の工場の場合

鉄骨製作工場名表示	
鉄骨製作工場名	
代表者名	
所在地	
認定番号	

※ 大きさ：縦35cm程度×横40cm程度
 所在地：都道府県及び市町村名
 認定番号：国土交通大臣の認定又は知事登録番号（どちらもない場合は空欄）

関連法令等	法第20条・第89条
参 考	H4.9.30建住指第347号
実施年月日	H21.8.18

【解説】

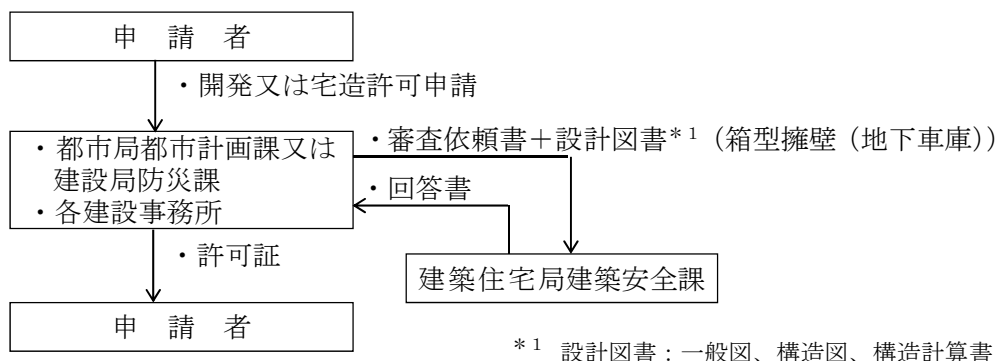
鉄骨造建築物等の適正な品質を確保することを目的として、鉄骨製作工場名の表示をするよう平成4年9月30日付建設省からの通達を受けて、建築主・工事監理者・工事施工者・鉄骨製作者へお知らせしたものである。

鉄骨製作工場名を明らかにすることにより、鉄骨製作者の自覚を促し優良な鉄骨工事が行われるように、工事施工者、鉄骨製作者が自発的に行っていくことをねらいとしている。

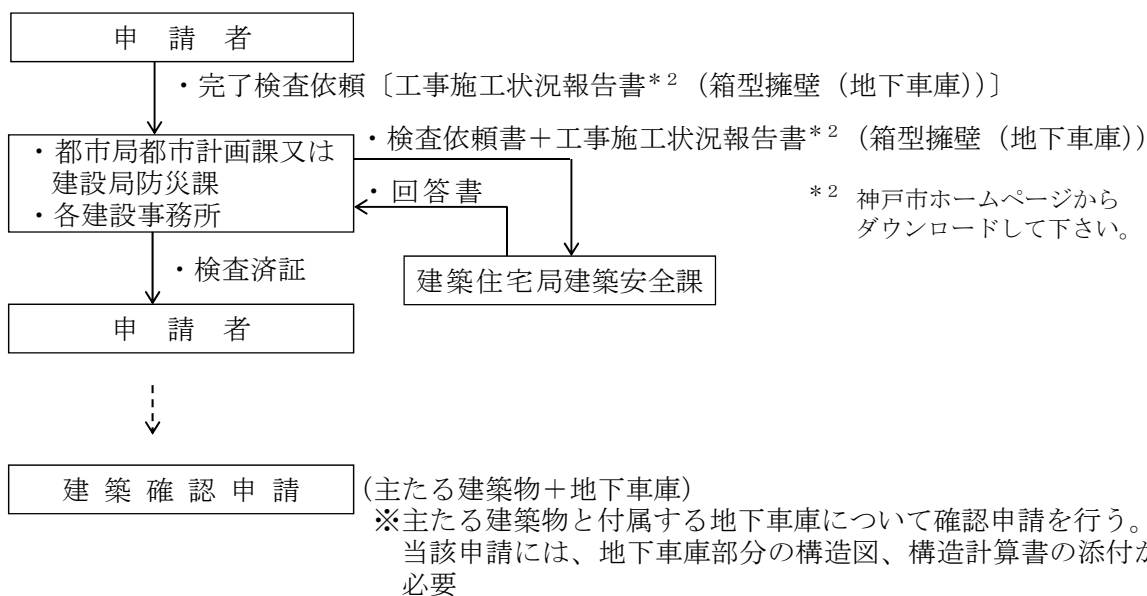
v-11 開発許可等の際に築造する箱型擁壁（地下車庫）の取扱い

第一種、第二種低層住居専用地域内又は地区計画等によりこれらの地域と同等の用途制限が課せられている区域内において、開発許可又は宅造許可の際に箱型擁壁（地下車庫）を築造する場合の審査、検査の流れは下図によるものとする。

■ 審 査



■ 検 査



関連法令等	法第6条・第19条・第20条，安全条例第20条，都市計画法第29条，宅地造成及び特定盛土等規制法第12条
参 考	本取扱要領iv-03、神戸市斜面地建築物技術指針
実施年月日	H27.4.1, R1.8.1, R6.4.1